

令和3年3月17日
財 務 省

日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードを発動します

令和2年4月から令和3年3月上旬までの日米貿易協定税率の適用を受ける牛肉（日米貿易協定適用牛肉）の輸入数量が、日米貿易協定に定められた令和2年度の輸入基準数量を超過したため、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第1項の規定に基づき、以下のとおり、日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードを発動します。

（発動期間）

令和3年3月18日から同年4月16日までの間（30日間）

（関税率）

	発動前		発動後
牛肉 （生鮮・冷蔵及び冷凍）	25.8%	→	38.5%
牛肉のくず肉（ほほ肉及び頭肉） （生鮮・冷蔵及び冷凍）	34.7%		

（参考1）日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの概要

- 日米貿易協定適用牛肉の輸入数量が同協定に定められた輸入基準数量を超過した場合、一定の水準まで関税率を引き上げる措置。
- 年度の初日（4月1日）から旬ごと（上旬：1日から10日まで、中旬：11日から20日まで、下旬：21日から月末日まで）に輸入数量を計上。
- 輸入数量が輸入基準数量を超過した旬の終了後から5執務日目の翌日に発動。
- 発動期間は1月までに超過した場合は発動日から年度末（3月31日）までの間、2月中に超過した場合は発動日から45日間、3月中に超過した場合は発動日から30日間。

（参考2）令和2年4月から令和3年3月上旬までの日米貿易協定適用牛肉の輸入数量及び令和2年度の輸入基準数量

- 輸入数量：242,229トン
- 輸入基準数量：242,000トン

【問い合わせ先】

財務省関税局関税課

（代表）03-3581-4111 （内線）2483

（直通）03-3581-4786